

○公衆浴場法施行条例

昭和二十六年十二月二十二日

秋田県条例第七十六号

〔公衆浴場の衛生措置基準等に関する条例〕をここに公布する。

公衆浴場法施行条例

(平一二条例四九・改称)

公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条及び第三条の規定に基づき、この条例を制定する。

(趣旨)

第一条 この条例は、公衆浴場法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例四九・全改)

(場所の配置の基準)

第二条 法第二条第三項の規定による公衆浴場(以下「浴場」という。)の設置の場所の配置の基準は、新たに設置される浴場の設置の場所が既設の浴場から直線による距離で三百五十メートル以上離れたところでなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 工場、事業場等の福利厚生施設である浴場を設置するとき。
- 二 個室に入浴設備を設け、又は蒸気若しくは熱気を利用する浴場を設置するとき。
- 三 常時豊富に浴用に供し得る温泉を利用する浴場を設置するとき。
- 四 休養若しくはスポーツをするための施設を有する浴場又はこれらの施設に附帯する浴場を設置するとき。
- 五 構造設備を変更し、同一営業形態の浴場を設置するとき。
- 六 既設の浴場を譲り受け、引き続き浴場を設置するとき。
- 七 土地の状況その他特別の事情があると知事が認めるとき。

(昭三四条例三八・全改、昭四二条例八・昭五四条例三一・平八条例七三・平一二条例四九・一部改正)

(衛生措置等の基準)

第三条 法第三条第二項の規定による浴場業を営む者が講じなければならない浴場(前条第二号に掲げる浴場を除く。)についての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。
- 二 浴室には、湯気抜きのための設備をすること。
- 三 脱衣室及び浴室の照明は、白色とし、床面の照度を三十ルクス以上とすること。
- 四 浴槽には、適温の湯を満たしておくこと。
- 五 浴室には、上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワーを設け、湯及び水を十分に供給すること。
- 六 供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。
- 七 浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。
- 八 浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。
- 九 浴槽内の湯又は水は、毎日(浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備(以下「循環ろ過設備」という。))を利用して当該湯又は水を、二十四時間以上にわたり、全て取り替えることなく使

用する方式の浴槽(以下「連日使用型循環浴槽」という。)内の湯又は水にあつては、一週間に一回以上)取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。

十 空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備(以下「気泡発生設備」という。)、シャワー設備その他空气中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。

十一 気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。

十二 循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備(以下「集毛器」という。)を設けること。

十三 男女用に区別した入浴者用便所を設け、その手洗設備には、石けん、消毒液その他これに類するものを常備すること。

十四 循環ろ過設備は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。

十五 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

十六 水位計配管は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。

十七 脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、一月に一回以上消毒し、常に清潔を保つこと。

十八 前号の規定にかかわらず、連日使用型循環浴槽は、一週間に一回以上清掃し、及び消毒すること。

十九 シャワー設備は、六月に一回以上点検するとともに、一年に一回以上洗浄し、及び消毒すること。

二十 ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。

二十一 入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための棚又は容器を設備すること。

二十二 入浴者の出入口、脱衣室及び浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。

二十三 脱衣室及び浴室は、浴場の外部から見通すことができないようにすること。

二十四 七歳以上の男女を混浴させないこと。

(昭五四条例三一・全改、平八条例七三・平一二条例四九・平一四条例一九・令元条例三五・令三条例七〇・一部改正)

(個室に入浴設備を設ける浴場等の衛生措置等の基準)

第四条 個室に入浴設備を設ける浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第十号から第十二号まで及び第十四号から第二十号までの規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一 個室には、換気のための適当な窓その他の開口部を設け、又はこれに代わる設備をすること。

二 蒸し機には、温度計及び温度調整器を備えること。

三 個室には、浴槽を設けること。

四 浴槽の湯は、使用の都度取り替えること。

五 タオル類は、常に清潔を保ち、入浴者一人ごとに取り替えること。

六 従業員に常に清潔な作業衣を着用させること。

七 個室には、入浴者の衣類を保管するための設備をすること。

八 個室の床面積は、五平方メートル以上とすること。

九 個室の出入口は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上とすること。

十 個室には、通路から個室の内部を見通すことができる適当な位置に縦横それぞれ〇・三メートル以上の透明ガラス窓を設けること。

十一 前号の透明ガラス窓からの個室の内部の見通しを遮らないこと。

十二 個室には、施錠しないこと。

十三 待合室及び従業員の更衣室を設けること。

十四 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ、又は設けないこと。

十五 従業員に風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。

2 蒸気又は熱気を利用する浴場についての衛生措置等の基準は、前条第二号から第六号まで及び第九号から第二十四号までの規定並びに前項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十四号及び第十五号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一 浴室の床面積は、十五平方メートル以上とすること。

二 脱衣室の床面積は、浴室の床面積の二分の一以上とすること。

(昭五四条例三一・全改、平八条例七三・平一四条例一九・令元条例三五・一部改正)

(衛生措置等の基準の特例)

第五条 知事は、第二条第三号に掲げる浴場その他衛生上及び風紀上支障がないと認める浴場については、第三条第三号、第七号から第九号まで、第二十二号及び第二十四号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

(昭五四条例三一・全改、平一四条例一九・平一八条例二四・令元条例三五・一部改正)

(手数料)

第六条 県は、法第二条第一項の規定による浴場業の許可を受けようとする者から、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、浴場業の許可の申請一件につき二万二千円とする。

3 手数料は、申請があつたときに徴収する。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

5 既に徴収した手数料は、還付しない。

(平一二条例四九・追加、平二三条例三六・一部改正)

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に許可を受けて浴場業を営んでいる者は、当分の間、なお、従前の規定による。但し、知事は衛生上及び風紀上著しく支障あると認め、これが施設の改修を命じたとき、又は大修理若しくは改築をなすときは、この限りでない。

3 公衆浴場の衛生措置基準等に関する条例(昭和二十四年秋田県条例第二号)は、廃止する。

附則(昭和三四年条例第一二号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

附則(昭和三四年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和四二年条例第八号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際、現に許可を受けて営業している浴場に係る改正後の条例第三条第二項第一号に定める施設の基準は、昭和四十二年六月一日から適用する。

附則(昭和五四年条例第三一号)

この条例は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附則(平成八年条例第七三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成一二年条例第四九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成一四年条例第一九号)

この条例は、平成十四年七月一日から施行する。

附則(平成一八年条例第二四号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(興行場法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 興行場法施行条例の一部を改正する条例(平成三年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成二三年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和元年条例第三五号)

この条例は、令和二年二月一日から施行する。

附則(令和三年条例第七〇号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。